

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
11月22日
(火曜日)

目次

告示
 新たに生じた土地の確認の届出(周防大島町)(市町村課)……………一
 救急病院の認定(医務課)……………二
 柳井都市計画道路事業の認可(都市計画課)……………二
 河川区域の変更による廃川敷地等(河川課)……………二
 公告
 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………二
 柳井都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………三
 柳井都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………三
 雑報
 県報の正誤(平成十三年八月二十一日山口県告示第五百四十四号)……………四

山口県告示第六百二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により、周防大島町長から周防大島町の区域内に新たに次の土地が生じたことを平成十七年一月二十四日確認した旨の届出があった。

平成十七年十一月二十二日

山口県知事 二井 関 成

大島郡周防大島町大字棕野字新山下一七八九の八から一七八九の二一までに沿接する道路に沿接する堤地先公有水面で、次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点から



七四度二分五一秒一八・七メートルの地点を中心とする半径一八・七メートルの円で2の地点と3の地点を結ぶ南西側の円弧、3の地点から6の地点までを順次結んだ線、6の地点から一八三度三〇分三一秒二八・五メートルの地点を中心とする半径二八・五メートルの円で6の地点と7の地点を結ぶ北東側の円弧、7の地点と8の地点を結ぶ昭和三十五年十月一日付け指令港湾第七三九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+三・三六メートル)及び1の地点と8の地点を結ぶ平成十六年八月二十日付け指令港湾第二号の六でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+三・三六メートル)に囲まれた区域の公有水面埋立地五、一三九・六三平方メートル

- 1の地点 大島郡周防大島町大字東三浦字田尻の田尻三等三角点(北緯三三度五七分四七・六二〇秒東経一三二度二分五四・四二五秒)から一〇七度四四分一九秒一、二二九・八〇メートルの地点
- 2の地点 1の地点から九三度五四分二四秒一・八二メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一二五度二分一六秒二三・四六メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九〇度〇七分五二秒一八・〇五メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一七〇度〇三分五四秒二・五五メートルの地点
- 6の地点 5の地点から九四度三三分三一秒四九・二八メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一二五度一六分四〇秒三〇・〇一メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二四九度二六分五六秒二二七・八五メートルの地点

大島郡周防大島町大字棕野字新山下一七八九の二一から同大字字天満崎一八五一の一七までに沿接する道路に沿接する堤地先公有水面で、次の1の地点から12の地点までを順次結んだ線及び1の地点と12の地点を結ぶ昭和三十五年十月一日付け指令港湾第七三九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D・L・+三・六〇メートル)に囲まれた区域の公有水面埋立地二三、八六一・九九平方メートル

- 1の地点 棕野漁港棕野北防波堤先端部に設置した基準点(北緯三三度五七分四〇・二九八秒東経一三三度一三分四五・二四六秒)から二二八度二九分五六秒三六一・五六メートルの地点
- 2の地点 1の地点から四度三三分三六秒五〇・八三メートルの地点
- 3の地点 2の地点から九四度三八分一〇秒二・二〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から四度三八分二〇秒二・三三・八五メートルの地点
- 5の地点 4の地点から九五度四二分三九秒三二・八二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から三度四五分四一秒三〇・八一メートルの地点

- 7の地点 6の地点から一〇七度三三分二四秒一〇八・二二メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一八四度四分二四秒一五・四五メートルの地点
- 9の地点 8の地点から九四度二分三秒〇・九〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一八四度二分四分二秒六四・八四メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二七三度四分二四秒一・三〇メートルの地点
- 12の地点 11の地点から一八四度三分二〇秒八二・六九メートルの地点

山口県告示第六百二十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十七年十一月二十二日

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
独立行政法人国立病院 機構山陽病院	宇部市大字東岐波六八五	平成二〇、一一、二〇

山口県告示第六百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、柳井都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成十七年十一月二十二日

- 一 施行者の名称 山口県知事 二井 関 成
- 二 都市計画事業の種類及び名称 柳井市
- 三 事業施行期間 柳井都市計画道路事業三・五・十後地和田線
- 四 事業地 平成十七年十一月二十二日から平成二十二年三月三十一日まで
柳井市柳井

山口県告示第六百二十八号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年十一月二十二日

一 河川の名称

木屋川水系木屋川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十七年十一月二十二日

三 廃川敷地等の位置

下関市小月京泊一五四七番二二

一五五六番二五

一五五六番二六

一五四七番二二

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 一九八・六〇平方メートル



(六一五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年十一月二十二日から平成十八年三月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課並びに萩市商工観光部商工課、萩市川上総合事務所、萩市田万川総合事務所、萩市むつみ総合事務所、萩市須佐総合事務所、萩市旭総合事務所及び萩市福栄総合事務所において公衆の縦覧に供します。

平成十七年十一月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 デオデオ萩店
 所在地 萩市大字土原五一九
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社デオデオ 所 住 代表者の氏名
 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 友則 和寿
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社デオデオ 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 友則 和寿
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成十八年七月十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、六五三平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数
 六〇台
 (二) 駐輪場の収容台数
 四一台
 (三) 荷さばき施設の面積
 一五三平方メートル
 (四) 廃棄物等の保管施設の容量
 九八立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
 株式会社デオデオ 午前一〇時 午後九時
 (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前九時三十分から午後九時三十分まで
 (三) 駐車場の自動車の出入口の数
 二箇所
 (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日

平成十七年十一月十日

(六一六) 柳井都市計画臨港地区の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画臨港地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十一月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
 柳井都市計画臨港地区東港臨港地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課

(六一七) 柳井都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

柳井市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による柳井都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十七年十一月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
 柳井都市計画道路三・五・十後地和田線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課

平成十七年十一月二十二日発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

五	ページ
上	段
二	行
L. +三・一九メートル	誤
L. +三・〇八メートル	正

正誤
平成十三年八月二十一日山口県告示第五百四十四号(公有水面の埋立ての免許)

